

令和7年11月通常会議  
議案第150号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月9日  
都市計画部 建築指導課

# 1. 条例改正の背景

## ○条例改正の背景

### ●建築基準法施行令の一部改正

建築物に係る防火関係規制を見直す「建築基準法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、関連する条例の改正を行うもの

(令和7年9月3日公布、令和7年11月1日施行)

→ 政令改正により、繰下げが生じる条項を引用している大津市手数料条例の  
関連部分について、所要の整理を行う

## ○政令改正の趣旨

既存不適格建築物の大規模の修繕・模様替えをする場合の緩和措置を追加  
(令第137条の12第1項の次に5項が新たに加わった)

(参考) 令第137条の12第1項の次に新たに加わった項目

2項…屋根以外について大規模修繕・模様替えをする場合は、屋根の不燃材への改修までは求めない。

3項…木造建築物で外壁以外について大規模修繕・模様替えをする場合は、外壁の防火性能の向上までは求めない。

4項…大規模木造建築物で外壁以外について大規模修繕・模様替えをする場合は、外壁の防火性能の向上までは求めない。

5項…大規模木造建築物で軒裏以外について大規模修繕・模様替えをする場合は、軒裏の防火性能の向上までは求めない。

6項…大規模木造建築物で屋根以外について大規模修繕・模様替えをする場合は、屋根の不燃材への改修までは求めない。

※大規模修繕・模様替え…壁、柱、床、はり、屋根、階段のうちの一種類以上について行う過半の改修工事

## 2. 改正内容

### ○改正の概要

#### ●条例の改正内容

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)

別表（第2条関係）第18項（建築物の確認等）第59号の**項ずれの整理を行う**  
**（「第137条の12第6項又は第7項」を**  
**「第137条の12第11項又は第12項」に改める）**

#### ●施行日 公布日から施行する

### 3. 大津市手数料条例 新旧対照表



現行	改正後(案)
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1～17 省略</p> <p>18 建築物の確認等</p> <p>(1)～(58) 省略</p> <p>(59) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)<b>第137条の12 第6項又は第7項</b>の規定に基づく大規模の修繕又は大規模 の模様替に係る認定申請に対する審査 1件につき 32,000円</p> <p>(60)～(64)省略</p> <p>19～61 省略</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>1～17 省略</p> <p>18 建築物の確認等</p> <p>(1)～(58) 省略</p> <p>(59) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)<b>第137条の12 第11項又は第12項</b>の規定に基づく大規模の修繕又は大規模 の模様替に係る認定申請に対する審査 1件につき 32,000円</p> <p>(60)～(64)省略</p> <p>19～61 省略</p>

※建築基準法施行令第137条の12第6項(改正後:第11項)の規定に基づく認定  
建築基準法上の道路に接していない既存不適格建築物について、交通上等の支障がないと認められる場合に  
大規模の修繕・模様替えを特例的に認定するもの

※建築基準法施行令第137条の12第7項(改正後:第12項)の規定に基づく認定  
建築基準法上の道路内(後退区域内)にある既存不適格建築物について、交通上等の支障がないと認められる  
場合に大規模の修繕・模様替えを特例的に認定するもの